

アンゴラにおける問題点と要望

	区分	意見元	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法
2	国産化要請・現地調達率と恩典	日機輸	(1)	Oil Sectorにおける国内産業優遇	・アンゴラのOil Sectorでは通常、油井管等の必要資材の納入において、Local Contentsを含むことが求められている。例え当地に事務所が有る場合でも、駐在員事務所のステータスの場合、Local Contentsとして認められず、入札のPQすら通過出来ない状況となっている。 (継続)	・Local Contents規制に関する緩和を行って頂きたい。	・法令No. 48/06 ・法令No.127/03
12	為替管理	日機輸 日機輸	(1)	外貨送金の遅延・手続の不透明性	・当地アンゴラより外貨送金を行う場合、アンゴラ中央銀行の承認が求められるが、当該承認手続きには非常に時間が掛かる為、外貨送金に時間を要する。2015年より油価下落の影響で全ての外貨送金を中央銀行がコントロールするようになり、L/Cの開設を含む外貨送金、及び外貨の引き出しが非常に困難な状態となった。 (内容、要望ともに変更) ・外貨規制について、手続の進行状況が分からない。確認しても回答が得られない。	・外貨送金に関する規制緩和の実施、或は外貨送金承認取得に関する手続を簡略化して頂きたい。 ・外貨送金を許可して頂きたい。 ・手続状況を明確化し、現時点でどこまで進んでいるのかを確認できるようにしていただきたい。	・アンゴラ中央銀行Aviso 13 2013
16	雇用	日機輸	(1)	査証発行の煩雑な手続き	・労働ビザ申請/更新要件:労働ビザ申請要件としては次の2点が問題となる、即ち、商業登記(大凡計15ヶ月を要する)および 所轄省庁よりの意見書。商業登記が為されていなければ労働ビザ発給に1年以上を要することとなる。また、通常Rep Officeの所轄省庁は商業省となるが商業省よりの意見書は事実上発給されず、他省庁に頼み込む必要がある。他省庁よりの意見書発行までの期間は全く予測不能。結果として、当地駐在員の労働ビザ取得期間は(JICA/同業他社の例を含めると)少なくとも半年～1年程度を要することとなっている。当社の場合は幸いにして、商業登記済み、かつ意見書が最近スムーズに発行されており、現状1ヶ月以内でビザ発給がなされているが、初代当出張所長の労働ビザ取得には、商業登記(15ヶ月)+石油省よりの意見書取得(9ヶ月)=24ヶ月を要した。なお、労働ビザ更新には2～4週間を要する。上記通常の労働査証発給に加え、Project関係者(第3国人)に対する柔軟な対応をお願いしたい。 履行中の工事関係者、特に第3国人(インド/ブラジル/欧州各国)への査証発給は、各国アンゴラ大使館の運用に拠るが、国によっては短期査証発給に1ヶ月以上を要するケースがある。 (継続)	・労働VISA発給に関し、手続きの簡素化、乃至は柔軟な対応(本邦企業の工事履行に伴う特例措置、Project関係者一括のBlock VISAの発給等)を検討頂きたい。	
		日機輸	(2)	ビザ発給の遅延	・Work permitを取得するのに時間がかかる(長いときで2年程度)。督促すると違法に追加料金を要求される。	・Work Permit取得までの時間を短縮していただきたい。また、違法行為に対する取締りを強化していただきたい。	
		日機輸	(3)	被雇用者側寄りの労働法	・当地の労働法は極端に被雇用者よりの内容となっており、減給や解雇が非常に難しい、或は解雇する場合には高額のコストが発生する。 (継続)	・労働法につき、雇用者、被雇用者間の不均衡是正を検討して頂きたい。	・労働法 No. 15/15, No. 7/15

区分	意見元	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法
23 諸制度・慣行・非 能率な行政手続	日機輸	(1)	契約承認等 Processに時間を 要する	・役務提供契約の内容、及び金額により中央銀行、或は経済省他の事前許認可取得が必要であるが、この契約承認Processに時間を要する(1か月超)。 (継続)	・国家Project、或は国策に沿う産業発展に寄与するProject等については、Processを簡素化/短縮化できるような柔軟な対応を検討頂きたい。	・大統領令No. 273/11、 No. 123/13
26 その他	日機輸	(1)	高額なTerminal Charge	・当国におけるTerminal Chargeは非常に高額(1日当りUS\$ 170/コンテナ)であり、このTerminal Chargeの値下げを検討頂きたい。また、通関完了後にTerminal Chargeを支払い貨物がリリースされるが、System上の問題が度々発生し支払いが実施できず、その間の引き取りが遅れると共に当該期間の港の保管Chargeが請求される(クリスマス休暇期間中なども全て支払い実施できず貨物の引き取りも出来ない状況)。 (継続)	・Terminal Chargeの値下げを検討頂きたい。 ・System Down、休暇に伴い支払出来ない場合のCharge料については請求しない、等といった制約を検討して頂きたい。	